四の規定が適用される建築物	ることの確認に必要な図書	に必要な事項
令第百三十七条の二の五の規定が適用される建築物	令第百三十七条の二の五の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	令第百三十七条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	令第百三十七条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の二の規定が適用される建築物	各階平面図	石綿が添加されている部分
	二面以上の断面図	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分
		増築又は改築に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
令第百三十七条の六の二第二項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の六の三第二項の	令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することの確認	令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

令第百三十七条の二の四の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の二の四の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の二の五の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の二の五の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の二の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の二の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	二面以上の断面図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置
令第百三十七条の五の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	二面以上の断面図	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ
令第百三十七条の六の二第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項